

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和元年12月10日 福井地方法務局 登記官 中野 尚幸

記

意見又は資料の提出先

〒910-8504

福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）

福井地方法務局登記部門

連絡先電話番号（0776）22-4988（直通）

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について

下記の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，お知らせします。

令和2年1月30日 福井地方法務局 登記官 中野 尚幸

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2100-2019-0011	福井市下天下町3字中垣内18-3
2100-2019-0012	福井市下天下町3字中垣内18-4
2100-2019-0013	福井市下天下町3字中垣内20-2
2100-2019-0090	福井市清水畑町63字堂ノ上102

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年1月30日 福井地方法務局武生支局 登記官 堂谷 講吉
記

意見又は資料の提出先

〒910-8504

福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）

福井地方法務局登記部門

連絡先電話番号（0776）22-4988（直通）

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和元年12月10日 福井地方法務局小浜支局 登記官 堀 幸大
記

意見又は資料の提出先

〒910-8504

福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）

福井地方法務局登記部門

連絡先電話番号（0776）22-4988（直通）